

# 山梨県福祉施設・ 医療機関等物価高騰対策支援金

## 申請要領

申請受付期間：令和8年2月16日（月）～令和8年3月31日（火）

問い合わせ先：福祉施設等物価高騰対策支援金事務局

電話050-5784-5560

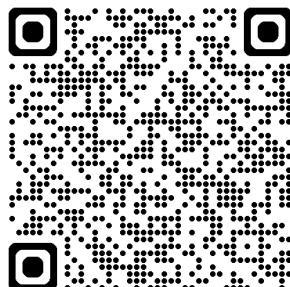
山梨県 総合県民支援局

福祉保健部

令和8年2月16日版

【注】この申請要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを  
山梨県のホームページでご確認ください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/hoikushisetsuyouchien/fukushi-iryou-shienkin.html>)



## **福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金について**

本支援金は、物価高騰により光熱費、食材費、診療材料・消耗品費及び燃料費の負担が増え、福祉施設、医療機関等及び保育施設（以下「施設等」という。）の運営が厳しさを増すなか、国の公定価格により収入が算定される施設等を設置し、運営を継続している事業者を支援することにより、事業の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、本県の福祉・医療の維持を図ることを目的とします。

### **申請にあたっての注意事項**

支援金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「令和7年度福祉施設・医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本支援金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの支援金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。
- 2 支援金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 3 市町村や他団体にて物価高騰対策の支援金を受給している場合であっても、本支援金の交付を受けることは可能です。ただし、本支援金の交付を受けた場合に、市町村や他団体の支援金の交付を受けられるか否かについては、各市町村等の支給要件をご確認ください。

### **1 支給対象者及び支給額について**

#### **① 支給対象者**

次の（1）から（3）の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、山梨県内に所在する別表の第2欄及び第4欄に該当する施設等を運営している法人・個人であること。
- (2) 基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。
- (3) 申請日において、事業継続の意思があること。

ただし、次のいずれかに該当する施設等は、支給の対象となりません。

- (1) 地方公共団体の一般会計で運営されている施設等
- (2) 基準日時点で休止または廃止の届出をしている施設等
- (3) 暴力団または暴力団員の統制下にある団体
- (4) 支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

#### **② 支給金額**

別表の第3欄に定めるとおりです。

## 2 申請受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月31日（火）（当日消印有効）まで

## 3 申請方法

### ① 申請書類の入手方法

山梨県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/hoikushisetsuyouchien/fukushi-iryou-shienkin.html>)

### ② 提出部数

1部

なお、同一の開設者が複数の施設等を運営している場合は、同一の業種区分の施設等をとりまとめて提出することができます。

(業種区分が異なる複数の施設等を運営している場合は、業種区分ごとに分けて申請してください。)

### ③ 提出方法

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(差出人の住所・氏名を必ず記入してください。)

※ 直接持参されても受付ができません。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

### ④ 提出先

福祉施設等物価高騰対策支援金事務局

〒400-0058 甲府市宮原町608-1 (サンニチ印刷内)

## 4 申請書類

1	支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	支援金申請兼実績報告額内訳書（様式第1号の1） ※様式第1号の1は、業種区分ごとに様式が異なります。
3	振込先金融機関の口座が確認できる、通帳の写し等 (金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、カタカナ口座名義人等の記載があること) ※申請者（代表者）と同一名義の口座（法人名又は個人名）を指定してください。

※医療機関等（病院）において、特別高圧電力を受電する契約を締結している病院は、当該内容を証明する契約書等を提出してください。

※その他、必要な場合は、県（事務局）から書類の提出を求める場合があります。

## 5 審査・支援金の交付

受け付けた交付申請書は、到着した順に事務局及び山梨県において申請内容を審査し、提出書類に不備がないものから、交付決定を通知するとともに、指定された口座へ支援金を振り込みます。

申請から支給まで概ね1～2ヶ月程度かかる見込です。申請書類に不足があると審査を行うことができず、審査に時間を要することになりますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。また、申請が一定期間に集中した場合は審査に時間を要する場合があります。

## 6 お問い合わせ先

福祉施設等物価高騰対策支援金事務局

受付時間 9時～17時（土日・祝日を除く）

電話番号 050-5784-5560

<別表>

1業種区分	2 施設等区分		3 支給額	4 要件
福祉施設等 (介護)	入所	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を開設する法人及び個人、小規模多機能型居宅介護事業所(入所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(入所分)	基準日利用者1名当たり 66,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所生活介護事業所、及び短期入所療養介護事業所の基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	・介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設 ・介護保険法第71条に規定する「みなし指定」事業所を除く
	通所	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)	基準日利用者1名当たり 17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)	1施設当たり 125,000円 ただし、基準日において、感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する訪問看護事業所にあっては、161,000円とする。	
福祉施設等 (障害)	入所	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設	基準日利用者1名当たり 78,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所事業所の基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員とする。	・障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している施設
	通所	療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、放課後デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所	基準日利用者1名当たり 17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1ヶ月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	1施設当たり 125,000円	
福祉施設等 (救護)	救護施設		基準日利用者1名当たり 78,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。	・生活保護法に基づき設置している救護施設

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
医療機関等	病院	1 病床当たり 156,000 円 ただし、基準日において、特別高圧電力を受電する契約を締結している病院にあっては、189,000 円とする。 ※算定病床数は、令和 7 年 1 月～12 月の 1 日当たり平均使用病床数を基準に算出	・医療法の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療機関 ・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方とする。 ・公立医療機関は、地方公営企業法の適用を受ける施設、又は地方独立行政法人が経営する施設に限る。
	有床診療所	1 病床当たり 156,000 円 ※算定病床数は、基準日の使用許可病床数(休床病床を除く)に、令和 6 年度病床機能報告に基づく県内有床診療所の病床使用率平均(0.5)を乗じて算出 ※算定病床数が 2 床の場合、医科診療所(無床)の区分と比較して高い方の額の区分で支給する。 ※算定病床数が 1 床以下の場合、医科診療所(無床)の区分で支給する。	
	医科診療所(無床)、歯科診療所	1 施設当たり 259,000 円 ただし、基準日において、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医科診療所(無床)にあっては、445,000 円とする。	
	薬局	1 施設当たり 58,000 円	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設
	助産所	1 施設当たり 78,000 円	・医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専業の施設を除く)
	施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復業)	1 施設当たり 78,000 円	・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所(出張専業の施設を除く) ・同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一方とする。
	歯科技工所	1 施設当たり 78,000 円	・歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所

1 業種区分	2 施設等区分	3 支給額	4 要件
保育施設 (保育所等)	私立(公設民営除く)の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、へき地保育所、認可外保育施設	基準日利用子ども 1 名当たり 2,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは学校教育法に基づく認可を受け、へき地保育所の設置について(昭和36年厚生省発児第76号)に基づく指定を受けていること。</li> <li>・児童福祉法の規定に基づき届出を行った認可外保育施設</li> </ul>
保育施設 (児童養護施設等)	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム	基準日利用者 1 名当たり 28,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の規定に基づく児童養護施設及び乳児院並びに児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者</li> </ul>